佐賀市立北川副小学校体育施設開放事業実施規約

（趣旨）

第１条　この規約は、佐賀市学校体育施設の開放に関する規則（平成１７年教育委員会規則第４１号。以下、「規則」という。）の施行に関し、佐賀市立北川副小学校体育施設開放運営委員会（以下、「本委員会」という。）における必要事項を定めるものとする。

（開放施設）

第２条　この規約における学校体育施設は次の各号に定めるところによる。

（１）規則第２条に定める運動場等（グラウンド、テニスコート）

（２）規則第２条に定める屋内運動場等（体育館）

（開放日、開放時間）

第３条　規則第４条第２項に規定により、本委員会における学校体育施設の開放日及び開放時間を別表第１のとおり定める。

（施設使用の対象）

第４条　規則第５条の規定による使用者又は使用団体は、原則として、校区及び職域並びに種目を主体とした団体で、委員長が認めた団体とする。

（年間利用登録団体）

第５条　年間を通して定期的な利用を行う団体、又は行おうとする団体は、事前に本委員会に対し、年間利用登録団体申請書（様式第１号）を定められた期間内に提出し、登録の手続きを行うものとする。登録された内容を変更又は取り消そうとする場合も同様とする。

２　前項の手続きにより登録された団体は、本委員会の事業等の運営に協力するものとする。

（使用許可の申請）

第６条　学校体育施設の利用希望団体等の責任者は、当該学校にある学校体育施設使用許可申請書により学校長へ申請し、許可を受けなければならない。許可を受けた団体の責任者は、その旨を管理指導員に連絡し、その指示に従う。

２　体育施設等の利用の優先順位及び申請受付期間を別表第２のとおり定める。

（使用回数、使用時間等）

第７条　当該学校体育施設を広く地域に開放し、使用が特定の団体に偏ることのないよう、１ヶ月間に使用できる回数を原則、週３回以内、月１３回以内（ただし、試合は除く。）とする。ただし、委員長が特に認めた場合は、この限りでない。

２　少年スポーツクラブの使用にあたっては、練習として使用する場合は、１団体週３回以内、１回２時間以内（土曜・日曜・祝日等は半日までとし、１回に数える。ただし、試合は除く。）を原則とするが、施設の利用状況等を勘案し、調整できるものとする。

（使用の制限）

第８条　委員長は、学校の管理上必要があると認めるときは、第５条の利用団体登録を取り消すことができる。

２　委員長は、規則に定めるものの他、次の各号のいずれかに該当するときは、施設等の利用を許可しない。

（１）特定の政党若しくは公選による公職の候補者を支持し、又はこれらに反対するための利用その他政治活動のため利用するとき

（２）特定の宗教を支持し、又はこれに反対するための利用その他宗教活動のため利用するとき

（３）営利を目的とするとき

（利用許可の取消し）

第９条　委員長は、施設等の利用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消すことができる。

（１） この規約の規定に違反したとき

（２） 許可の条件又は指示に従わないとき

（３） 前条2項の各号のいずれかに該当するに至ったとき

（４） 学校の用に供するための必要が生じたとき

２　前項の規定により使用の許可を取り消した場合において、使用者に損害が生じても学校はその責めを負わない。

（使用の中止）

第１０条　委員長は、施設等の利用について、規則及びこの規約に従わない者に対し使用の中止を命ずることができる。

（利用権の譲渡禁止）

第１１条　利用決定通知を受けた団体は、利用の権利を譲渡してはならない。

（施設使用の条件及び遵守事項）

第１２条　規則第１４条各号に定めるものほか、施設の使用に関する使用者の遵守事項は、別表第３のとおりとする。

（開放施設の鍵の開閉）

第１３条　施設の利用に伴う鍵の開閉については、各使用団体の責任者が責任を持って行うものとする。

（事故の責任）

第１４条　施設使用によって生じた事故については、原則として当該使用者の責任とする。

（事故の報告及び損害賠償）

第１５条　施設開放に関して、利用者又は利用団体が、開放施設その他の学校施設を破損し、若しくは損傷させた場合には、当該利用者又は利用団体は、速やかに本委員会に届け出るとともに、その損害を賠償しなければならない。

（その他）

第１６条　この規約に定めるもののほか、学校体育施設の開放に関し必要な事項は本委員会が別に定める。

附　　則

　　この規約は、平成３１年４月１日から施行する。

　　　附　　則（一部改正）

　　この規約は、令和５年４月１日から施行する。

別表第１

開放日及び開放時間

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 体　　　育　　　館 | 運　　　動　　　場 |
| 早　朝 | 　　６：００～　８：００ |  　　６：００～８：００ |
| 平　日 |  １７：００～２２：００ | 　１７：００～１９：００ |
| 土曜日 |  ９：００～２２：００ |  ９：００～１９：００ |
| 日曜日・祝日 |  ９：００～１７：００ |  ９：００～１７：００ |

　　※１　上記は，学校課業日以外での利用を原則とする。

　　※２　「早朝」については、近隣住民への影響を考慮し、地域行事（年間利用でないもの）の利用を原則とする。

別表第２

　　　施設利用の優先順位及び申請受付期間

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 優先順位 | 利用団体 | 申請受付期間 |
| ① | 学校行事、PTA行事 | 随時、受け付ける。 |
| ② | 北川副校区の公式行事 | 随時、受け付ける。 |
| ③ | その他の地域行事 | **７ヶ月前**１日 ～ 前月１４日 |
| ④ | 年間利用登録団体 | **１２ヶ月前**１日 ～ 前月２４日水曜午後を除く |
| ⑤ | 校区外 希望団体 | 前月２５日 ～月末 |

　　　※注１）年間利用登録団体申請受付との調整

　　　（１）年間利用登録団体が既に利用申請をした日に優先順位①～③の利用団体から新

たに利用申請があった場合、学校は年間利用登録団体に対し、前月の１４日ま

でに優先順位上位の団体利用のため、利用できないこととなった日を知らせる。

※注２）校区外希望団体については、下記の場合、使用を許可する。

（１）他学校で許可を有し、体育館の改築等で一定期間、使用できない状況にある。

（２）施設において使用器具・使用時間等の受け入れ条件が整っている。

別表第３

施設の使用に関する使用者の遵守事項

【使用全般】

（１）使用する団体及び応援見学者は管理指導員の諸注意に従う。

（２）使用の終始時間を遵守する。（規則による）

（３）日曜日に利用について

①　運動場の半面は地域の子どもや親子、地域住民に開放する。但し、地域の公式行事や子ども会等の利用については、団体利用を優先する。

②　体育館については団体利用に限定し、地域の公式行事や子ども会等の団体を対象に開放する。

（４）使用にあたっては、次の事項にあたることをしてはならない。

①　教育上支障をきたす、公の秩序や風紀を乱す等、公共の福祉に反する行為。

②　学校施設を破損する等、管理上支障のある行為。

③　学校敷地内における喫煙行為。

（５）指定した場所以外には駐車をしない。※体育館東側は駐停車禁止。

（６）校舎内には絶対立ち入らない。

（７）危険防止、事故防止に常に注意する。　※熱中症及び雷の危険性

（８）使用後は、きれいに清掃し、整備する。

（９）使用者が施設を破損した時は、申請者が責任を持たなければならない。

【運動場・テニスコート】

（10）運動場の使用について

①　自動車、バイク、自転車等の乗り入れは禁止する（必要時は事前に許可を得る）。

②　金属製のスパイクの使用は禁止する。

③　火気使用は厳禁する。（ただし、夏まつり、冬まつりは除く）

④　学校敷地内で他の者に迷惑になるような行為は特に慎む。

⑤　最後の使用者は、正門を閉めてから帰る。

【体育館】

（11）体育館の使用について

①　館内は土足を禁ずる。

②　館内の用具は申請許可された物以外は、勝手に使用してはならない。

③　火気の使用は禁止する。

④　使用後の戸締まりを完全にする。

様式第１号（第５条関係）

年間利用登録団体申請書

　佐賀市立北川副小学校体育施設を定期的に年間利用したいので、注意事項等を確認、了承し、以下のとおり申請します。なお、施設の使用にあたっては、佐賀学校体育施設の開放に関する規則及び佐賀市立北川副小学校体育施設開放事業実施規約を遵守することを誓約いたします。

|  |  |
| --- | --- |
| １　申請の区分 | * 新規登録　□　継続登録　□　内容変更　□　登録取消
 |
| ２　団体等名 |  |
| ３　団体代表者 | 氏　名 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 住　所 |  |
| 連絡先 |  |
| ４　団体の構成人員 | 　　名 | 小学生　　　（男　　　名、女　　　名）中学生　　　（男　　　名、女　　　名）高校・一般　（男　　　名、女　　　名） |
| ５　使用施設 | * 運動場　　□　体育館　（　全面　・　半面　）□　テニスコート
 |
| ６　使用目的　（主な活動内容） |  |
| ７　使用する曜日及び時間帯 | ・曜日（　□月　□火　□水　□木　□金　□土　□日　）・時間（　午前　・　午後　）　○○時○○分～○○時○○分 |
| ８　添付書類 | 1. 団体構成者の名簿（別紙）
2. その他必要書類
 |

＜注意事項等＞

1. この申請書は毎年度、佐賀市立北川副小学校体育施設開放運営委員会が指定する期間内に同委員会に提出しなければならない。
2. 使用の許可を受けた場合であっても、規則及び規約の規定により許可の取り消し又は使用の中止が指示される場合があります。
3. この申請書の提出により取得した個人情報は、学校体育施設開放事業に伴う確認、連絡等にのみ使用し、業務以外には一切使用しません。
4. 虚偽又は不正な行為により団体登録を行なった場合は、登録を取り消すとともに、学校体育施設の使用についても一切の許可をしません。

様式第１号（別紙）

年間利用登録団体名簿

|  |
| --- |
| 団　　体　　名 |
| 団　　体　　構　　成　　員 |
|  | 　氏　　　　　　名 |
| １　代　表 |  |
| 　２ |  |
| 　３ |  |
| 　４ |  |
| 　５ |  |
| 　６ |  |
| 　７ |  |
| 　８ |  |
| 　９ |  |
| 　10 |  |
| 　11 |  |
| 　12 |  |
| 　13 |  |
| 　14 |  |
| 　15 |  |
| 　16 |  |
| 　17 |  |
| 　18 |  |

※名簿は適宜追加してください。